

令和7年度 倉吉市利用者負担額(保育料)基準額表 (3歳未満児)

児童が属する世帯の階層区分				保育料(月額)	
階層	定 義			保育 標準時間	保育 短時間
1	生活保護世帯等			0 円	0 円
2	1の階層を除き、市町村民税 が非課税の世帯		ひとり親世帯等	0 円	0 円
			上記以外の世帯	0 円	0 円
3	市町村民 税所得割 課税額が 次の区分 に該当する 世帯	48,600 円未満	ひとり親世帯等	6,250 円	6,100 円
			上記以外の世帯	13,500 円	13,200 円
4-1		48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	9,000 円	8,850 円
			上記以外の世帯	20,700 円	20,300 円
4-2		57,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000 円	8,850 円
			上記以外の世帯	20,700 円	20,300 円
4-3		77,101 円以上	97,000 円未満	22,500 円	22,100 円
5-1		97,000 円以上	133,000 円未満	30,600 円	30,000 円
5-2		133,000 円以上	169,000 円未満	32,400 円	31,800 円
6-1		169,000 円以上	235,000 円未満	36,900 円	36,200 円
6-2		235,000 円以上	301,000 円未満	40,000 円	39,300 円
7		301,000 円以上		45,000 円	44,200 円

《保育料基準額表の見方》

- ① 2階層、3階層、4-1 階層及び4-2階層の定義に掲げる「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者(※ 注)で現に児童を扶養しているものの世帯及び次に該当する世帯をいいます。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯

イ 療育手帳制度要綱の定める療育手帳の交付を受けた者の属する世帯

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯

オ 生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、困窮していると市長が認める世帯

(※ 注) 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合はひとり親世帯には該当しません。子の監護状況(家庭内外での子育て・養育の状況、園への送迎等)の事実確認・聞き取り等により、保護者の追加が必要な場合がありますのでご留意ください。

- ② 同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児は基準額表に掲げる額となり、以下年齢が下がるにしたがって2人目が半額、3人目以降は無料となります(10円未満は切り捨て)。
保育所入所児童のきょうだい(就学前児童に限る)が幼稚園・認定こども園に在園又は障害児通園施設等を利用している場合、きょうだいを保育所入所児童とみなし算定します。※対象施設は市にお問い合わせください。
- ③ 3階層及び4-1 階層の世帯で、世帯の第2子であれば、基準額表に掲げる額の半額となります(「ひとり親世帯等」に該当する世帯は無料となります(4-2階層も含む))。
- ④ 同一世帯で、第3子以降の児童についての保育料は無料となります
- ⑤ 2階層、3階層及び4-1 階層の世帯で、同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児は基準額表に掲げる額の全額となり、2人目以降は無料となります。(「ひとり親世帯等」に該当する世帯は、最年長児は基準額表に掲げる額の半額、2人目以降は無料となります(4-2階層も含む))。

《保育料の算定対象者について》

表面に掲げる市町村民税の額は、児童と生計を一にしている父母の税額を合算した額です。

ただし「父母の収入の合計が月 85,834 円未満」、「父母の前年の収入の合計が 103 万円未満」、「祖父母等と同居(世帯分離含む)」の条件を全て満たす場合は、祖父母等を「家計の主宰者」とみなし、その者の税額を含める場合があります。

《市町村民税所得割課税額について》

市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当所得の控除・外国税額控除・寄付金税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除による控除前の額となります。

《保育料の改定時期について》

- ① 保育料の改定時期は9月となり、4月分～8月分の保育料は前年度分市町村民税、9月分～翌年3月分は当年度分市町村民税をもとに算定します。
- ② 市町村民税額が不明な方は、4－3階層相当の税額(96,999 円)で保育料を仮算定します。税額が分かり次第、遡って再決定します。

《3 歳以上児の保育料・副食費について》

保育料について

令和元年 10 月から幼児教育・無償化により、次のとおり保育料は無料です。

施設の種類	保育料無償化の対象者
保育所・認定こども園(2号認定)	3 歳児～5 歳児(4/1 時点の年齢)
認定こども園(1 号認定)	満 3 歳～

副食費について

副食費は各施設による実費徴収となります。

【金額】

公立施設： 月額 4,500 円 （※月途中入退所の場合日割計算あり、土曜保育利用者は別途徴収あり）

私立施設： 各施設で定める金額

【支払方法】

公立施設： 納付書または口座振替

（※既に保育料の口座振替を利用されている場合は、副食費も口座振替になります。）

私立施設： 各施設で実施する方法

【徴収免除対象者】

次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・年収 360 万円未満相当の世帯の児童
- ・第 3 子以降の児童(同一生計の子どもでカウントします。)